

岩手県告示第122号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和2年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

令和3年2月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
盛岡市	根田茂第2地割及び第6地割の各一部
宮古市	鍬ヶ崎第6地割
釜石市	唐丹町字本郷及び字大曾根の一部

2 調査期間 令和3年2月10日から同年3月31日まで